

○営利利用と非営利利用の区分について○

【営利利用】

基本的に不特定多数のお客様を対象とする催しで、開催に際し参加費含む料金が発生するものに関しては、営利利用とみなします。
また、無料の催しであっても、セミナー・説明会等の内容が後の営業につながるものは営利目的とみなします。

利用の態様	備考
① 物品、不動産等の販売、買取、商談等 例) ○○(株) 査定買取フェア、(株)○○ パソコン展示販売会	当日の催しにおいて、実際の売買や契約等がなくても、後の営業につながるような宣伝や勧誘を含む内容の催しに関しては、営業利用料金での案内となります。
② 営利を目的とする宣伝行為、展示、講演、講座、教室、私塾、投資・資産運用の相談会、説明会、セミナー等 例) (株)○○ 展示会、○○塾 夏期講習、○○法律事務所 法律相談会	セミナー、説明会等につきましては、当日の催しが無料のものであっても、今後の新規参入につながる内容のものであったり、勧誘につながるものである場合は、営業利用料金でのご案内となります。
③ 受験料の伴う試験の会場利用等 例) ○○大学 入学試験会場	受験会場として利用されるホール及び会議室については、営業利用料金でのご案内となります。

【非営利利用】

営利利用に当たらない利用は非営利利用となります。主に次のような利用が非営利利用に当たります。

利用の態様	備考
① 会議・社内研修・面接・総会等 例) (株)○○ 社内研修会、(株)○○ 面接会場	